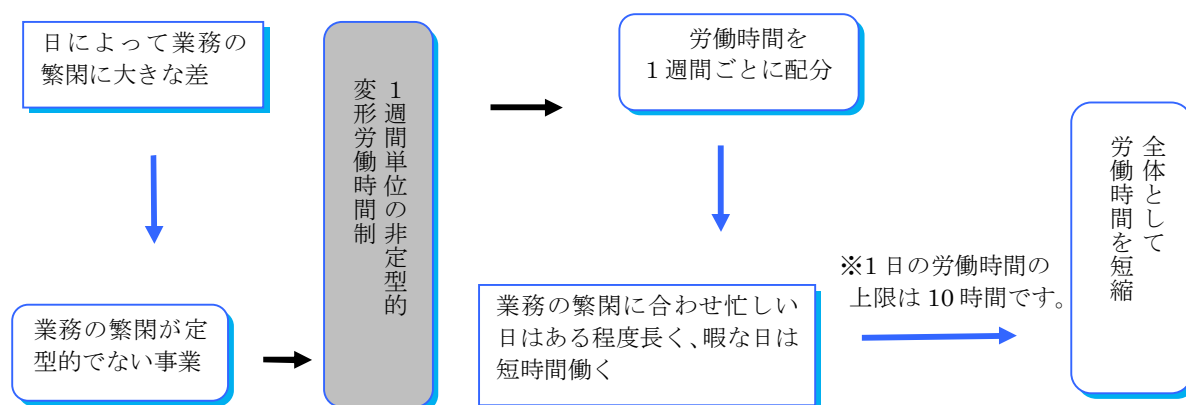


1 週間単位の非定型的変形労働時間制（法第32条の5）

1 週間単位の非定型的変形労働時間制とは、規模 30 人未満の小売業、旅館、料理・飲食店の事業において、労使協定により、1 週間単位で毎日の労働時間を弾力的に定めることができる制度です。



■ 1 週間単位の非定型的変形労働時間制の採用方法

- ① 労使協定を締結することにより、1 週間の労働時間が 40 時間（特例対象事業場も同じ）以下になるように定め、かつ、この時間を超えて労働させた場合には、割増賃金を支払う旨定めること
- ② 労使協定を所定の様式により、所轄労働基準監督署長に届け出ること
- ③ 1 週間の各日の労働時間を当該 1 週間の開始する前までに労働者に書面で通知することが必要です。